

令和4年度 いじめ防止基本方針

(第〇条は、いじめ防止対策推進法関係条項を意味する)

1 いじめに対する基本的な考え方(第2条)

(定義)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響[※]を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※物理的な影響とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌のことを無理やりさせられることなどを意味します。また表面上、けんかやふざけ合いであっても、背景や事情を調査(聞き取り等による)し、児童の感じる被害性に着目して、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとします。

(基本的な考え方)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)(第8条)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学校生活を過ごすことができるよう、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適正かつ迅速に対処する。

2 いじめ防止等の対策のための組織(第22条)

① いじめ防止対策委員会

(構成メンバー)校長、教頭、生徒指導部担当教諭、養護教諭、該当学級の担任

*スクールカウンセラー(*印は、必要に応じ連携・協議する)

② 役割

いじめ防止等の取組や計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

③ 開催時期

学期に一度開催する。外部委員を入れたいじめ防止対策委員会を年1回以上開催する。

3 いじめ防止対策委員会業務内容

(いじめ防止等の対策のための具体的な取組)(第16条・22条)

① いじめの防止

- ・ いじめを許さない学校風土の醸成
- ・ 社会性やコミュニケーション能力の育成
- ・ 自己肯定感や自尊感情の育成
- ・ 児童自らがいじめについて学ぶ自主的な取組の推進

② 早期発見

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- ・ 日常的な生活ノート(連絡帳等)、家庭訪問の取組
- ・ チェックリスト等の作成や教職員の情報共有体制整備
- ・ 児童や保護者が相談しやすい環境整備(基本方針のホームページへの掲載、各年度開始時の児童や保護者への説明)

③ いじめに対する措置

- ・ いじめられた児童、知らせた児童の安全確保
- ・ 担任一人が抱え込めない情報共有体制・組織対応体制の確立
- ・ 保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携
- ・ 「いじめが『解消している』状態を判断するための要件」(H29,3,14 改定『いじめの防止等のための基本的な方針』文部科学省)を踏まえた、日常的な児童の観察

④ いじめ対応等に関する教職員の資質向上……いじめ問題に関する校内研修の実施

- ⑤ 学校評価での評価項目の位置づけ、達成目標の設定と達成状況の評価、および評価結果を踏まえた取組の改善

(重大事態への対処)(第 28 条)

重大事態とは、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時をいう。(児童が自殺を企図した場合等)

○いじめにより、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

:不登校の定義をふまえて、年間 30 日をめやすとし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時:重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に速やかに報告する。(学校長→市教委→市長)

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を実動する。(いじめ防止対策委員会)

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。(市いじめ問題専門委員会による調査等) ※調査実施前に被害児童・保護者に説明すべき事項や調査結果の報告、公表など法や基本方針に則った適切な調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

4 いじめ防止対策委員会の守秘義務について

いじめ防止対策委員会の構成員及び会議に出席した者は、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 保護者・地域・関係機関等との連携(第 22 条)

組織的ないじめ対応の流れ

① **情報を集める** 教職員、児童、生徒、保護者、地域住民その他から、いじめ防止対策委員会に情報を集める。(いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。)

② **指導・支援体制を組む**

いじめ防止対策委員会を機能させる。

③—A **子どもへの指導・支援を行う**

○ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

○ いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。

○ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

③—B **保護者と連携する**

○ つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

③—C **関係機関と連携する**

○ 必要に応じ、警察・福祉等関係機関と連携する。

6 教育委員会との連携(第 22 条)

市教育委員会とは、随時報告や相談、連携・協力体制をとり、支援・指導のもと対応する。

7 いじめ解消の判断

「いじめの解消」の判断は少なくとも次の2つの要件が満たされているか否かで判断する。要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめ行為の解消

被害者に対する行為がなされていない状態が、3ヶ月以上継続していること。

(2) 被害者が、心身の苦痛を感じていないこと

面談等により、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。